

令和7年度文化振興事業協議会補助金募集要項

1 趣旨

丸亀市文化振興事業協議会（以下「協議会」という。）は、新たな文化芸術の価値を創造する事業や、文化芸術を通じた地域課題の解決、地域社会におけるつながりの形成に寄与する事業に要する経費の全部又は一部に対し、本補助金交付要綱に基づき、補助金を交付します。

2 対象者

下記の要件をすべて満たす団体（申請団体が任意団体である場合は、団体の代表者）及び個人が補助対象となります。なお、申請者が団体の場合、(3)については、当該団体及びすべての構成員が要件を満たす必要があります。

- (1) 申請時点で3年以上の活動実績を有すること。
- (2) 国税、地方税を滞納していないこと。
- (3) 暴力団、暴力団員でないこと。また暴力団、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 補助対象となるジャンル

芸術	美術（絵画、彫刻、工芸、写真等）、音楽、演劇、舞踊、文学（短歌、俳句、川柳、詩等）等
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション、コンピューター等の電子機器を利用した芸術等
伝統文化	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊、地域の伝統芸能、民俗芸能等
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱等
生活文化	華道、茶道、書道、食文化等

4 補助対象となる条件

下記に該当する事業が補助対象となります。

(1) 補助対象となる事業区分

①芸術創造事業

活動経験を踏まえながら新たな創造活動に取り組み、過程や成果を広く公開するもの
《事業例》

- ・既存の価値観や表現を問い直し、新たな創造や表現方法を提示する先駆的な事業
- ・他のアーティストとともにジャンルの枠を超えて新たな作品を制作、公開する事業

②芸術地域創造事業

文化芸術を通じて、地域課題の解決又は地域社会の中でつながりの形成を行うもの
《事業例》

- ・社会的マジョリティとマイノリティが融合するような機会や考え方を創出する事業
- ・子どもたちの感性や創造力を育む事業
- ・地域産業と連携し、その振興に寄与する事業

(2) 実施主体及び場所

申請者自らが主催し、丸亀市内において実施する事業

※申請者の住所が丸亀市内であるか、申請者が丸亀市在住であるか等は問いません。

(3) 実施事業の公開

事業年度ごとに事業過程、成果等を公開する必要があります。適切な公開を図るため、協議のうえ公開方法や内容を当初の事業計画から変更していただくことがあります。

《例》

- ・本公演開催を見据えたプレ公演の開催やアウトリーチの実施
- ・動画共有プラットフォームやSNS等における事業過程、成果の公開
- ・事業進捗又は成果にかかる報告会やシンポジウムの開催

6 補助対象とならない事業

下記のいずれかに該当する場合は、補助対象となりません。

- (1) 営利や寄附を主な目的とするもの
- (2) 特定企業や団体等の広報、宣伝を主な目的とするもの
- (3) 宗教的、政治的活動を主な目的とするもの
- (4) 公序良俗に反するおそれがあると認められるもの
- (5) 著作権やその他第三者の権利を侵害するおそれがあると認められるもの
- (6) 教室（カルチャースクールを含む）、サークル、同好会による講習会、発表会、温習会等、特定の団体や関係者のみで行われる定期的な活動と認められるもの
- (7) 学校教育の一環として行われ、学校行事と認められるもの

7 補助内容

2か年度にわたって事業を採択し、事業年度ごとに補助金を交付します。

(1) 採択

採択申請があった事業のうち、審査を経て選定したものについて、2か年度にわたって補助対象として採択します。

採択期間	令和7年9月1日（月）から令和9年3月31日（水）
採択件数	補助対象となる事業区分において1件ずつ

(2) 補助金の交付

採択のあった事業に対して補助金を交付します。協議会の予算は年度制となるため、事業年度ごとに補助金の交付の申請及び決定を行います。採択があった場合においても、各年度における交付の決定があるまでは、補助金の交付を確約するものではないことをご留意ください。

補助金額	補助対象経費から自己財源を除く収入を差し引いた金額（上限額以内）
上限額	令和7年度30万円、令和8年度70万円
補助率	補助対象となる経費に対して10/10以内

8 補助対象経費

補助対象経費として明確に区分できるもので、かつ支払関係書類によって金額等が確認できるものに限り対象となります。その他の経費における補助対象の可否については、事前に協議会へ相談してください。

(1) 補助対象経費

費 目	内 容
報償費	出演料、講師謝金、スタッフの人件費等
旅費	出演者・講師・スタッフの交通費及び宿泊費等
需要費	材料費、事務用品費、食糧費（本番、リハーサルの弁当代等）等
印刷製本費	ポスター・チラシ・入場券・プログラム・台本等の印刷費等
役務費	広告宣伝料、著作権使用料、郵送料、道具・作品等の運搬費保険料、各種手数料等
委託費	会場設営・撤去費、補助事業遂行に必要な業務の委託料等（事業全体の外部委託は認められません。）
使用料及び賃借料	本番・リハーサルの会場使用料及び設備使用料、衣装・楽器等のレンタル料等
その他の経費	その他事業の実施に必要な経費で協議会の会長が認めるもの

(2) 補助対象外経費

- ①各年度における交付の決定前の活動経費
- ②必要と認められない食糧費（接待費、高額な弁当代等）
- ③練習に係る経費（練習の過程を公開する事業等においては、補助対象となる可能性があります。）
- ④賞品代、賞状代、お土産代、記念品代、花束代
- ⑤有料販売するパンフレットや図録等作成に係る印刷費
- ⑥事業の実施者自らの財産となるものの購入費（備品購入費、固定資産購入費）
- ⑦自ら設置又は管理する会場等を使用する場合の使用料及び賃借料
- ⑧航空、列車、船舶等運賃の特別料金（ファーストクラス、ビジネスクラス、グリーン料金等）
- ⑨その他事務局が適当でないと認める経費

(3) 留意事項

- ①国や地方公共団体（丸亀市も含む）、民間団体からの補助金、助成金、あるいは企業からの寄付金、協賛金等を受ける場合においても、本補助金の交付の対象となりますが、本補助金以外から補助等を受ける部分の支出に関しては、補助対象経費に含みません。
- ②申請団体の構成員や申請者個人の人件費等も補助対象経費に含みますが、著しく高額である場合には、一部補助対象外経費となる可能性があります。人件費については、業務内容や単価等を記入してください。
- ③事業実施に係る交通手段が自動車の場合は、丸亀市職員の旅費支給条例第 12 条第 2 項の規定に基づき、37 円×移動距離で旅費を算出してください。

9 スケジュール

(1) 令和7年度

令和7年6月11日から 令和7年7月31日まで	採択申請	「11 採択申請方法」参照
令和7年6月25日	事前説明会(要申込)	「12 事前説明会」参照
令和7年8月	審査	「13 審査」参照
	採択の決定	審査を経て、採択の決定を受ける
	当該年度に係る 交付の申請及び決定	「14 採択後の流れ」参照
令和7年9月1日以降	事業の実施	
事業完了の日から30日以内又は 令和8年2月27日の早い期日	実績報告	
令和8年3月13日まで	補助金の確定	
確定通知を受けた日から30日以内 又は令和8年3月19日の早い期日	補助金の請求	
令和8年3月31日まで	補助金の支払	

(2) 令和8年度

令和8年4月	当該年度に係る 交付の申請及び決定	「14 採択後の流れ」参照
交付の決定後	事業の実施	
事業完了の日から30日以内又は 令和9年2月26日の早い期日	実績報告	
令和9年3月12日まで	補助金の確定	
確定通知を受けた日から30日以内 又は令和9年3月19日の早い期日	補助金の請求	
令和9年3月31日まで	補助金の支払	

10 採択申請期間

令和7年6月11日（水）から令和7年7月31日（木）まで

※郵送は当日消印有効

11 採択申請方法

下記申請書類一式に必要な事項を記入し、協議会事務局（丸亀市役所3階まなび文化課内）へ直接持参、郵送又はメールにてご提出ください。メールで提出する場合は送信後、協議会へ電話し、メールの到着を確認してください。①～⑤は、丸亀市ホームページからダウンロードできます。

申請書類	備考
①文化振興事業協議会補助金採択申請書 （様式第1号）	
②申請者概要調書 （様式第2号又は様式第3号）	団体、個人で様式が異なります。
③採択申請事業計画書（様式第4号）	「4 補助対象となる条件」をふまえて作成してください。
④採択申請収支予算書（様式第5号）	年度ごとに2か年分作成してください。収支の額が決定していない場合は、概算の金額で計上してください。
⑤誓約書（様式第6号）	
⑥活動歴を示す資料 （過去事業のチラシ、映像等）	自由様式

12 事前説明会

下記の日程において、事前説明会を開催します。本補助金の趣旨や目的、申請の手順等の詳細について正しくご理解いただくために、申請をお考えの方は、可能な限り参加をお願いします（オンラインでの参加可）。参加を希望する場合は、申込フォームより予約が必要です。なお、後日、事前説明会の動画を公開しますので、事前説明会に参加できない方や、事前説明会の内容をもう一度確認したい方は、下記の二次元コードからアクセスのうえご覧ください。

日時：令和7年6月25日（水）19:00～20:00

会場：丸亀市市民交流センターマルタス2階 ROOM3、4

（〒763-0034 香川丸亀市大手町2丁目4番11号）

事前説明会
申込フォーム



事前説明会動画
（7/1以降に公開）



13 審査

（1）審査方法及び基準

①一次審査

申請書類を基に審査委員が書類審査を行います。合計点数が60点以上の者を一次審査の通過者とします。

②二次審査

一次審査の通過者へプレゼンテーション審査を行います。申請事業について10分以内でプレゼンテーションを行ってください。その後、審査委員による質疑応答があります。合計点数が60点以上、かつ、補助対象となる事業区分ごとに合計点数が最も高い者を採択します。

(2) 審査項目

一次審査、二次審査それぞれにおいて、審査項目ごとに基づき審査を行います。一次審査の評価は、二次審査に反映しません。

①芸術創造事業

審査項目	内 容	配点
価値創造性	既存の枠組みや常識にとらわれず、新しい視点やアイデアが示され、新たな価値の創造につながることを期待できるか	40
芸術性	事業の過程を含む成果が、高い水準に達することが見込まれるか	20
発展性	事業において、今後さらに成長、展開していくことが見込まれるか	20
計画性	事業内容やスケジュール、収支予算等が具体的かつ適切に計画されているか	20

②芸術地域創造事業

審査項目	内 容	配点
公益性	地域課題の解決や地域社会におけるつながりの形成に結びつく事業であるか	40
独自性	既存の事業とは異なり、オリジナリティが感じられるものがあるか	20
発展性	事業において、今後さらに成長、展開していくことが見込まれるか	20
計画性	事業内容やスケジュール、収支予算等が具体的かつ適切に計画されているか	20

(3) 審査結果通知

一次審査、二次審査の結果は、全ての申請者に郵送又はメールにて通知します。

14 採択後の流れ

採択の決定を受けた事業については、下記の事務手続きが必要となります。

(1) 交付の申請及び決定

補助金額を決定するために交付の申請を行う必要があります。「文化振興事業協議会補助金交付申請書(様式第7号)」「交付申請事業計画書(様式第8号)」「交付申請収支予算書(様式第9号)」を提出し、交付の決定を受ける必要があります。交付の申請は、事業年度ごとに必要となります。

(2) 事業の実施

事業年度ごとに、補助金の交付の決定通知を受けた日から事業を実施することができます。

(3) 実績報告

実績報告は、事業年度ごとに必要となります。各年度における事業完了の日から30日以内又は下記の協議会の会長が定める日のいずれか早い期日までに、文化振興事業協議会補助金実績報告書(様式第13号)」「収支決算書(様式第14号)」及び補助対象経費の支払関係書類(領収書、金融機関振込明細書等)の写しを提出してください。

《実績報告に係る協議会の会長が定める日》

令和7年度：令和8年2月27日(金)

令和8年度：令和9年2月26日(金)

(4) 補助金の確定

実績報告の内容が、補助金の交付の決定内容や交付の決定時に付した条件に適合すると認める場合は、補助金の交付額を決定して通知します。

(5) 補助金の請求

補助金の請求は、事業年度ごとに必要となります。実績報告の確認後、補助金額の確定の通知を行いますので、通知を受けた日から 30 日以内又は下記の協議会の会長が定める日のいずれか早い期日までに「文化振興事業協議会補助金交付請求書（様式第 15 号）」にて交付の請求を行ってください。特に必要と認める場合は、補助金の全部又は一部を概算払いで交付することができます。概算払いを希望するときは、その理由をあらかじめ協議会に相談し、許可を得たうえで「文化振興事業協議会補助金概算交付請求書（様式第 16 号）」にて交付の請求を行ってください。

《請求書に係る協議会の会長が定める日》

令和 7 年度：令和 8 年 3 月 19 日（木）

令和 8 年度：令和 9 年 3 月 19 日（金）

(6) 補助金の支払

協議会が交付の請求を確認したのち、原則振込にて補助金の支払いを行います。

15 留意事項

- (1) 補助事業の広報物や発信媒体（動画共有プラットフォームや SNS 等）、成果物等には、必ず「丸亀市文化振興事業協議会補助金事業」と表記してください。
- (2) 補助事業に係る広報や成果物に関する情報等について、丸亀市ホームページや協議会の SNS 等に掲載することがあります。
- (3) 補助事業を取下げ、中止、変更する場合は、申請書の提出が必要となります。補助事業を中止、変更しようとするときは、あらかじめ協議会にご相談ください。

16 申請先・問合せ先

丸亀市文化振興事業協議会事務局（丸亀市協働推進部まなび文化課内）

〒763-8501 丸亀市大手町二丁目 4 番 21 号

TEL：0877-24-8822 E-mail：marugamebunka@yahoo.co.jp